

答 申 書

令和5年（2023年）2月2日

小郡市個人情報保護審議会

目 次

答申に当たって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
小郡市個人情報の保護に関する法律施行条例（以下「施行条例」という。）に規定すべき事項について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
小郡市情報公開・個人情報保護審査会条例（以下「審査会条例」という。）に規定すべき事項について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8

答申に当たって

小郡市では、個人情報の保護が住民の福祉にとって重要であることに鑑み、平成18年1月1日に小郡市個人情報保護条例（以下「現行条例」といいます。）を施行し、以後約17年にわたり、小郡市の個人情報の取扱いの根幹をなすものとして、運用の実績を積み重ねてきました。

一方、デジタル化の進展もあり、個人情報の保護及び尊重に留意しつつ、社会インフラとしての住民データを利活用することは、社会基盤を持続的かつ発展可能なものとして維持するためにも社会に求められるところです。

このような社会的要請もあり、国は、個人情報の保護とデータ流通の両立並びに国際的制度調和を図ることを目的として「個人情報の保護に関する法律（以下「法」といいます。）の改正を行い、地方公共団体に係る規律は、令和5年4月に施行されます。

法改正においては、地方公共団体ごとの個人情報保護条例の規定や運用の相違により保護や活動の水準が不均衡となることを是正することで、前述の目的に資することとされました。そのため、各地方公共団体は、法に許容される範囲で条例を作り直すことが求められました。

このような個人情報保護制度の大きな改正に対応し、個人情報の適正な取扱いの継続と、情報の活用に対応することを目的として、市長から「改正個人情報保護法の施行に向けた市の方針等」の諮問を受けました。

本審議会では、条例案において小郡市が規定すべき事項について鋭意検討し、本審議会としての答申を取りまとめるに至りました。

今後は、現行条例の理念や実績、この答申の趣旨を踏まえて、法の改正等を注視し対応しつつ、条例改正等の必要な措置を講じ、保護・活用のいずれの面においても、より一層の適正な個人情報の取扱いを図られることを切に要望いたします。

令和5年（2023年）2月2日

小郡市個人情報保護審議会
会長 西 嶋 法 友

小郡市個人情報の保護に関する法律施行条例（以下「施行条例」という。）に規定すべき事項について

1 条例の趣旨及び用語の定義について

（趣旨）

この条例は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものと規定することが適当である。

【説明】

令和5年4月1日以降における個人情報の取扱いは、法に基づいて行うこととなる。そのため、この施行条例は、その施行に関し必要となる事項を定めるものであるとの趣旨を示すことが必要である。

（定義）

この条例における用語の定義は、法において使用する用語の例によることを規定することが適当である。

【説明】

この条例は法の施行に関し必要な事項を定めるものであるから、施行条例において使用する用語の意義は、法の例によるものと規定することが適当である。

2 実施機関、事業者及び市民の責務について

（実施機関、事業者、市民の責務）

実施機関、事業者、市民に対して、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害を防止するために必要な措置を講じるように努める旨の小郡市個人情報保護条例（以下「現行条例」という。）の規定は、責務に関する理念を定めるものであり、引き続き施行条例に規定することが適当である。

【説明】

実施機関については、法第5章（行政機関等の義務等）、事業者については、第4章（個人情報取扱事業者等の義務等）の規律の適用を受けるものではあるが、実施機関、事業者及び市民それぞれに対して一般的責務に関する定めを置くことにより、各立場から個人情報の不適切な取扱いによる個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報保護の必要性を注意喚起することに資するため、引き続き施行条例に規定することが適当である。

3 条例要配慮個人情報の規定について

(条例要配慮個人情報)

法で規定する要配慮個人情報以外に小郡市が施行条例で定める条例要配慮個人情報として、「同和地区（歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域をいう。）の所在地を含む記述等」を規定することが適当である。

【説明】

小郡市では、市民や各種団体の請願により平成6年に「部落解放人権擁護都市宣言」を採択し、平成7年に福岡県内で最初に「小郡市部落差別撤廃・人権擁護に関する条例」を制定した。さらには、平成28年の「部落差別解消推進法」の制定を踏まえて、全国に先駆けて同条例を改正した。

これにより、同和問題の早期解決を市政の重要な課題と位置づけ、積極的に推進するとともに、市民や各種団体との信頼関係を醸成し、人権尊重を基調とする差別のない市の実現を目指してきた経緯を有している。

こうした事実に鑑みれば、同和地区の所在地に関する記述等が含まれる個人情報について、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように取扱いに特に配慮するものとして、「条例要配慮個人情報」として規定することが適当である。

4 法定以外の個人情報ファイルに係る帳簿の作成について

(個人情報ファイルに係る帳簿の作成)

個人情報ファイルについては、法定の個人情報ファイル簿に加えて、本人の数が100人以上1,000人未満又は要配慮個人情報若しくは条例要配慮個人情報を含む個人情報ファイルについて作成し、帳簿を備え付けることを定める施行条例を規定することが適当である。

【説明】

法第75条において、行政機関の長等は、当該行政機関の長等の所属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、法で規定する事項を記載して個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならないものとされている。ただし、ここではファイル中の個人情報の本人の数が1,000人に満たない個人情報ファイルには適用されない。

個人情報の適正な取扱いにおいては、法定の個人情報ファイル簿に加えて、法第68条第1項（漏えい等の報告等）において、個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定められるものを含む個人情報ファイルを作成し、適正に管理することが必要である。

5 法の不開示部分と小郡市情報公開条例（平成12年小郡市条例第10号。以下「公開条例」という。）の不開示部分との整合性の確保について

（不開示情報等）

次のとおり、法の不開示部分と公開条例の不開示部分との整合性を確保することが適当である。

- 公務員等の職務の遂行に係る情報のうち当該公務員等の氏名（以下「公務員等の氏名」という。）を不開示情報から除く情報とすることを施行条例で規定する。
- 公開条例第7条第8号に規定する「社会的差別につながるおそれがあると認められる情報」を不開示情報とすることを施行条例で規定する。
- 公開条例の規定をこれに対応する法の規定に合わせ改正する。

【説明】

同じ公文書を対象として、開示請求と公開請求が行われた場合、法による不開示情報と公開条例による不開示情報の範囲が異なっていると、開示された文書等を突き合わせることで、不開示情報が推測され、個人の権利利益等が侵害される恐れがある。したがって、法と公開条例の不開示部分の整合性を確保する必要がある。

公務員等の氏名について、法では不開示情報とされているが、公開条例では不開示情報から除かれ開示とされている。また、公開条例第7条第8号「社会的差別につながるおそれがあると認められる情報」は、公開条例では不開示情報とされているが、法では規定がない。

このため、法の不開示部分と公開条例の不開示部分との整合性を確保することが、適当である。

6 開示請求に係る手数料について

（手数料等）

開示請求に係る手数料は、無料と規定することが適当である。

【説明】

開示請求時における請求手数料は、現行条例においても徴収していないことから、無料と規定することが適当である。

（実費の負担）

開示請求における写し等の交付に係る作成及び送付に関する費用は、請求者の負担と規定することが適当である。

【説明】

文書、図画等の写しの作成に要する費用及び郵送による開示の実施の場合における送料は、現行条例と同様に、開示請求者の負担とすることを規則において規定することが適当である。

7 開示決定等の期限について

（開示決定等の期限）

開示決定等の期限は、現行条例における日数水準を維持することを踏まえ、請求があった日から15日以内にしなければならないと規定することが適当である。

また、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、決定等の期限を15日以内に限り延長することができることと規定することが適当である。

【説明】

実施機関が開示決定等を行うべき処理期間を定めるものであるが、法定の期限は30日とされているところ、現行条例における規定が15日であることから、法定期限とすることは請求者にとって不利益となり得るため、現行条例と同様、15日以内を期限と規定することが適当である。

また、決定期間内に開示決定等ができない正当な理由がある場合についても、法定の延長期限は30日とされているところ、現行条例における規定が15日であることから、法定期限とすることは請求者にとって不利益となり得るため、現行条例と同様、15日以内に限り延長することができることと規定することが適当である。（総日数では、請求日を起算日として、30日以内となる。）

（開示決定等の期限の特例）

請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、上記延長期限内（30日以内）にその全てについて開示決定等を行うことにより、事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、期限の特例を認めることを規定することが適当である。

【説明】

請求に係る保有個人情報著しく大量であり、当初の決定期限及び延長分を合わせた30日間の延長期間内にその全てについて決定することにより、通常の事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合において、特例的に開示決定等の期限及びその手続きについて調整を図ることができることを規定することが適当である。

8 任意代理人からの開示請求等に係る措置について

(本人の委任による代理人からの開示請求等に係る措置)

任意代理人からの開示請求等については、なりすましや本人との利益相反を防ぐ対応をとる必要があるため、特に必要と認めるときは、本人の意思を確認することができる旨を規定することが適当である。

【説明】

法施行後は、本人及び法定代理人に加えて、任意代理人による開示請求等が可能となるため、なりすましや本人との利益相反を防ぐための対応をとることが重要となる。このため、特に必要と認めるときは、規則で定めるところにより、本人の意思を確認することができる旨を施行条例に規定することが適当である。

なお、規則で定める内容としては、以下の手続きを規定することが適当である。

- ア 請求を受けた後に、電話により請求者本人を通話口呼び出し、口頭で委任の事実を確認する。
- イ 請求の対象となっている本人の住所地にある地方公共団体に対して、当該本人が住民基本台帳制度における支援措置の対象となっていないか照会する。
- ウ 請求者（任意代理人）又は請求の対象となっている保有個人情報に係る本人の了解を得て、当該本人限定受取による郵便物として送付する。

9 小郡市情報公開・個人情報保護審査会への諮問について

(審査会への諮問)

法第129条に規定する「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき」に、小郡市情報公開・個人情報保護審査会条例（以下「審査会条例」という。）に規定する小郡市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問する旨を施行条例に規定することが適当である。

【説明】

法第129条では、地方公共団体の機関は、「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき」には、条例で定めるところにより、審査会に諮問することができる旨を規定している。

この点について、施行条例の実質的な改正を行う場合等を念頭に置き、法第129条に基づき、審査会に諮問する旨を施行条例に規定することが適当である。

また、これに併せて、昨今の審議状況や組織体制の効率化に鑑み、小郡市情報公開審査会と小郡市個人情報保護審議会を統合し、小郡市情報公開・個人情報保護審査会を設置するため審査会条例の制定等、所要の改正を行うことが適当である。

10 その他の規定について

(運用状況の公表)

市長は、毎年1回、実施機関における個人情報保護制度の運用状況を取りまとめて公表するものと規定すべきである。

【説明】

現行条例第56条では、「市長は、毎年1回、この条例の運用の状況について、一般に公表するものとする。」と規定し、従前より、これに基づいて公表を行っている。この点について、引き続き施行条例に同旨を規定し、その実態を市民に対して明らかにすることを市長の責務として規定することが適当である。なお、運用状況については、審査会に対しても年1回報告することとされたい。

(委任)

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることと規定することが適当である。

【説明】

市の下位規範への委任について、規定を置くべきである。

小郡市情報公開・個人情報保護審査会条例（以下「審査会条例」という。）に規定すべき事項について

1 設置及び用語の定義について

（設置）

公開条例に基づく情報公開制度並びに法及び小郡市議会の個人情報の保護に関する条例（以下「議会条例」という。）に基づく個人情報保護制度の調査審議を行うため、小郡市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という）を新たに設置することが適当である。

【説明】

これまで、本市の情報公開制度については、公開条例に規定する「小郡市情報公開審査会」、個人情報保護制度については、現行条例に規定する「小郡市個人情報保護審議会」において、それぞれ調査審議を行っている。

法改正に伴い、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、類型的に審議会へ諮問することは許容されなくなるなど、審議会における所掌事務（役割）が変更される。

このため、現在の小郡市情報公開審査会と小郡市個人情報保護審議会を統合し、専門的な知見に基づく調査審議を実施する機関としての審査会を新たに設置することが適当である。

（定義）

この条例における実施機関の定義は、公開条例、施行条例、議会条例において定める実施機関及び議会とすることを規定することが適当である。

【説明】

審査会条例第3条に規定する所掌事務を行うため、審査会条例に定義する実施機関の範囲を規定することが適当である。

2 所掌事務について

(所掌事務)

次のとおり、審査会の所掌事務を規定することが適当である。

- 情報公開条例第19条の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- 個人情報保護法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- 議会個人情報保護条例第45条の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- 個人情報保護法施行条例第13条の規定による諮問に応じ調査審議すること。
- 議会個人情報保護条例第50条の規定による諮問に応じ調査審議すること。
- 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定により意見を述べること。
- 情報公開制度及び個人情報の保護に関する制度について、意見を述べること。

【説明】

審査会の所掌事務として、次の事務を規定することが適当である。

ア 「情報公開条例第19条の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること」

行政文書の開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等（以下「開示決定等」という。）

又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為（以下「開示決定などに係る不作為」という。）に対して、行政不服審査法に基づく審査請求があった場合に、実施機関は審査会に諮問し、審査会は諮問に応じ調査審議を行う。

イ 「個人情報保護法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること」

自己を本人とする保有個人情報の開示決定等又は開示請求などに係る不作為に対して、行政不服審査法に基づく審査請求があった場合に、実施機関は審査会に諮問し、審査会は諮問に応じ調査審議を行う。

ウ 「議会個人情報保護条例第45条の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること」

議会における自己を本人とする保有個人情報の開示決定等又は開示請求などに係る不作為に対して、行政不服審査法に基づく審査請求があった場合に、議会は審査会に諮問し、審査会は諮問に応じ調査審議を行う。

エ 「個人情報保護法施行条例第13条の規定による諮問に応じ調査審議すること」

施行条例第13条で規定する個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき、実施機関の諮問に応じ、調査審議を行う。

オ 「特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定により意見を述べること」

特定個人情報保護評価に関する規則第7条第4項の規定により、特定個人情報保護評価（全項目評価）の適合性・妥当性を客観的に判断する。

カ 「情報公開制度及び個人情報の保護に関する制度について、意見を述べること」

上記のア～オに該当しない場合で、本市の情報公開制度及び個人情報保護制度の公正な運営及び公益上の観点において、審査会が包括的に意見を述べる。

3 組織について

（組織、委員、会議）

審査会の組織、委員、会議について審査会条例で規定することが適当である。

【説明】

審査会の組織、委員、会議について規定することが適当である。

ア 「組織」

審査会の運営に当たっては、委員の人数を定め、代表者を置く必要があるため、委員の人数、会長の設置、その選出方法、任務及び不測の事態におけるその職務の代理について規定する。

イ 「委員」

審査会の委員は、地方自治、情報公開制度、個人情報保護制度その他の地方行政に関し優れた識見を有する者その他市長が適当と認める者のうちから委嘱することと規定する。

ウ 「任期」

審査会の委員の任期は3年とし、委員は再任されることができると規定する。

エ 「会議」

審査会の会議の招集、定足数等について規定する。

4 審査会の調査権限について

(審査会の調査権限)

審査会が適切な判断を行えるようにするため、調査審議のために必要な資料の提出、意見の陳述等を求めること、その他必要な措置を行うことができる旨の審査会の権限を規定することが適当である。

【説明】

ア 「開示決定等に係る行政文書又は個人情報の提示」

審査会において、諮問庁の開示・不開示の判断が適法、妥当かどうかを判断するためには、審査会の委員が開示決定等に係る行政文書又は個人情報（以下「審査対象文書」という。）を実際に見分して審理（インカメラ審理）することが有効であることから、審査会は諮問庁に対し審査対象文書の提出を求めることができると規定する。

また、審査対象文書は、開示の可否が争われている段階で、委員以外の者がこれを閲覧することは不適當であり、審査会に対して、提示された審査対象文書の開示を求めることができないことを明記する。

イ 「個人情報の提示の求めに応ずる義務」

審査会による審査対象文書の見分は、事件を適切に判断する上で不可欠なものであり、諮問庁は審査対象文書の提示の求めを拒むことができないことを確認的に規定する。

ウ 「分類又は整理した資料の作成・提出」

審査会の審議に際し、事案の概要と争点を明確にし、不開示とすることの適否を迅速かつ適正に判断するため、分類・整理した書類（ヴォーン・インデックス）を諮問庁に作成させ、提出させることを規定する。

エ 「意見書又は資料の提出要求等必要な調査」

調査審議に必要な情報を十分に入手できるよう、審査会は、インカメラ審理やヴォーン・インデックス提出要求のほか、各種調査をすることができることを規定する。

オ 「所掌事務の審議のための調査権限」

審査会条例第3条に定める所掌事務のために、実施機関等に資料の提出を求めるなど必要な調査を行うことができることを規定する。

5 審査請求人等の口頭意見陳述について

(口頭意見陳述)

審査請求人等に必要な主張・立証の機会を与えるため、審査請求人等の口頭による意見陳述の規定を規定することが適当である。なお、審査請求人、参加人のみならず、諮問庁に対しても意見陳述の機会を与えるのが適当である。

【説明】

ア 「意見陳述の機会の付与」

審査会の調査審議は、簡易迅速な権利利益の救済を確保するため、職権に基づき、書面を中心に行うことを原則としているが、書面審理の原則の例外として、適正な判断を行うための資料収集及び審査請求人等に必要な主張・立証の機会を与えるようにするため、審査請求人等が審査会に対して口頭による意見陳述の機会を求めることができることを規定する。

イ 「審査請求人等の招集」

充実した審理とするため、審査請求人、参加人、諮問庁及び処分庁等を招集することを規定する。

ウ 「補佐人の出頭」

審査請求人又は参加人は、審査会が審理の進行上必要と認められると許可する場合には、補佐人とともに出頭することができることを規定する。

エ 「審査請求人等による質問」

審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、処分の内容や処分又は不作為の理由等に関し、処分庁等に対し質問することができることを規定する。

6 意見書等の提出について

(意見書等の提出)

意見書等を提出した者以外の審査請求人等が十分な主張立証をすることができるようにするため、提出された意見書又は資料の写しを当該意見書又は資料を提出した者以外の審査請求人等に送付すること、また、審査請求人等が審査会に対し、提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる旨を規定することが適当である。

ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、審査会は、写しの送付を行わず、又は閲覧を拒否する旨を併せて明記する。

【説明】

意見書等を提出した審査請求人等以外の相手方が主張を知った上で、反論を行うことができるようにするため、審査会が提出された意見書又は資料の写し等を相手方に送付すること、提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができることを規定する。

ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、審査会は写しの送付を行わず、又は閲覧を拒否することができることを併せて規定する。

7 調査審議手続の非公開について

(調査審議手続の非公開)

審査会の行う審査請求の調査審議の手続は、非公開と規定することが適当である。

【説明】

審査請求に係る審査会の調査審議は、実施機関が当該行政文書を不開示とした適否又は個人情報の開示・不開示の適否に関して行われるものであり、特にその手続としてインカメラ審理手続も採用されている。このような調査審議の手続は、公開すると不開示情報が公になるおそれがあり適当でないため、非公開と規定する。

8 審査請求の制限について

(審査請求の制限)

審査会がした処分については、行政不服審査法による審査請求はできないと規定することが適当である。

【説明】

審査会の調査審議の手続きで、審査会が行った付随的処分については、行政不服審査法による審査請求をすることができないことを規定する。

9 答申書の送付等について

(答申書の送付等)

審査会が答申したときには、審査請求人と参加人に答申書の写しを送付するとともに、答申の内容を一般に公表すべきことを規定することが適当である。

【説明】

審査請求人及び参加人は事案の関係者であることに加え、答申書は裁決に不服があるときに訴訟を行う際の資料としても必要であると考えられることから、両者に答申書の写しを送付すること、また、公表することを規定する。

10 手数料の負担について

(手数料の負担)

審査請求人等が審査会に提出された主張書面若しくは資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めた場合の手数料を規定することが適当である。なお、この場合の手数料の額は、小郡市行政不服審査法施行条例第3条に規定する小郡市行政不服審査会の例によるものとする。

【説明】

開示決定等に関する審査請求があった場合に、審査会に提出された主張書面等の写し等の交付に係る手数料については、行施不服審査法第81条第3項において読み替えて準用する同法第78条第4項の規定が適用される。このため、当該手数料についても、行政不服審査会に提出された主張書面等の写し等の交付に係る手数料と同様と規定する。

11 会議の運営について

(会議の運営)

審査会条例で定めるもの以外に、審査会の調査審議の手続に関し必要な事項については、審査会自らが定めると規定することが適当である。

【説明】

審査会条例で定めるもの以外に、審査会の調査審議の手続に関し必要な事項については、審査会自らが定めることが適当であることから、その根拠を規定する。

1 2 罰則について

(罰則)

現行条例で定められていることから、引き続き審査会の委員の守秘義務違反に対する罰則を規定することが適当である。

【説明】

審査会の委員は、特別職の地方公務員であるため、地方公務員法に規定する守秘義務規定は適用されない。しかしながら、本条において委員の守秘義務を規定し、当該規定に違反した場合には刑罰を科すことにより、守秘義務の遵守を担保すべきである。

以上をもって、「改正個人情報保護法の施行に向けた市の方針等について」の諮問に対する答申とする。

小郡市個人情報保護審議会

会 長 西 嶋 法 友

委 員 組 坂 幸 喜

神 原 奈 津 子

出 口 貴 子